

柏市フィルムコミッション ロケ支援同意事項

依頼者は、柏市フィルムコミッション（以下「柏市F C」）にロケ支援を依頼する際は、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

1 依頼者の義務

- (1) 依頼者は、柏市F Cと連絡・調整する担当者を明確に示してください。
- (2) 依頼者は、柏市F Cの確認を受けたうえで自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）を実施してください。
- (3) 依頼者は、柏市F Cがロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。柏市F Cの要求に応じない場合には、ロケ支援をお断りすることもあります。

2 事故等の防止

- (1) 依頼者は、撮影等を行うにあたり、諸法規を遵守し、事故防止に努めてください。
- (2) 依頼者は、撮影等を行うにあたり、エキストラ募集等において取得した個人情報（氏名、電話番号、住所、メールアドレス等）の漏えい、紛失等が発生しないよう依頼者の責任において、取扱いに十分注意してください。
- (3) 依頼者は、撮影等に関して事故、その他のトラブルが発生したときは、速やかに警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるとともに、柏市F Cに対して速やかに当該事故その他のトラブルについての報告をしてください。
- (4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと柏市F Cが判断したときは、依頼者は、柏市の指示に従い直ちに撮影等を中止してください。
- (5) 庁舎内及び庁舎敷地内は禁煙です。また、柏市F Cが紹介するロケ地においても喫煙所以外の場所での喫煙はご遠慮くだ

さい。

3 受入基準

柏市は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、撮影を受け入れるものとする。

- (1) 市のイメージを損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 法令等(市の条例等を含む。)に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (7) 個人又は団体の主義主張に関するもの
- (8) 法令等により施設等管理者の許可等が必要な場合において、法令等の定める基準に適合しないもの
- (9) 施設等の役割、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、施設等の業務に支障があるもの
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

4 保険

- (1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とした損害保険に加入してください。
- (2) 依頼者は、柏市FCがエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者(以下「参加者等」)を紹介した場合、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めてください。
- (3) 依頼者は、柏市FCの求めがあった場合は、保険証書の写し、その他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を柏市FCに提出してください。

5 現地における調整

- (1) 依頼者は、事前に当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等との協議を行うものとし、これらの者からの指示を遵守してください。また、撮影時もこれらの者からの指示があった場合は遵守してください。

- (2) 依頼者は、騒音、夜間照明、その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑に繋がる行為を行なう場合は、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への影響を最小限にとどめるために必要な措置をとってください。
- (3) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、必要とされる警備及び交通整理を行ってください。
- (4) 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように気をつけてください。また、その施設に対して、改造、造作などの加工する必要がある場合には、事前にかかる施設の管理者等の承諾を得てください。
- (5) 依頼者は、撮影等を行うにあたり柏市F Cが立入を許可した区域以外には立入らないでください。

6 第三者との関係

- (1) 依頼者は、柏市F Cが参加者を紹介した場合、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- (2) 依頼者は、柏市F Cが撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）を紹介した場合には、関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく柏市F Cに報告するものとします。
- (3) 依頼者は、柏市F Cが紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

7 計画

- (1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュール、その他ロケ支援に必要な情報及び資料を事前に柏市F Cに提出するものとします。
- (2) 依頼者は、柏市F Cに提出した撮影内容、撮影スケジュール、その他の計画に変更が生じた場合には、直ちに柏市F Cに通知してください。

8 原状回復等

- (1) 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、清掃してください。
- (2) 柏市F Cから求めがあった時は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況がわかる写真等を添えて、柏市F Cへ終了の報告をしてください。

9 ロケ支援の実行

- (1) 柏市F Cは、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めます。
- (2) 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と柏市F Cは必要な事項について誠実に協議するものとします。

10 損害賠償

- (1) 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、柏市F Cに累を及ぼさないものとします。
- (2) 依頼者によって柏市F Cに損害が生じた場合、依頼者は、柏市F Cに対しかかる損害を賠償してください。

11 免責

- (1) 柏市F Cは、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- (2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。柏市F Cは、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- (3) 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解したうえで承諾してください。柏市F Cは、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。

- (4) 柏市 F C は，撮影等の企画内容によっては，ロケ支援の依頼を受けても，ロケ支援をお断りすることがあります。また，柏市 F C は，依頼を受けたロケ支援をお断りすることについて責任を負わないものとします。
- (5) 依頼者が，柏市 F C のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず，又は柏市 F C の要請に応じない場合に，柏市 F C がロケ支援をお断りすることについて柏市 F C は責任を負わないものとします。
- (6) 柏市 F C は，柏市 F C が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

1 2 広報

- (1) 柏市 F C は，依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで，作品の情報，製作風景の紹介，作品情報や公式サイトの紹介，独自ポスターの作成その他の方法で柏市 F C の広報に用いることがあります。
- (2) 柏市クレジットロゴの掲載については，柏市ロゴマークガイドラインに準ずるものとします。

1 3 要請事項

依頼者が正当な理由なしに要請に応じない場合には，柏市 F C は依頼されたロケ支援及び今後一切のロケ支援をお断りすることがあります。

以上(令和5年4月28日作成)